

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「昇任S・Aシステム実務編2026」に誤った掲載がありました。
深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	正	誤
296	刑事	67	(2)	平成28年の刑訴法等改正により、被疑者の国選辩护人制度対象事件が、勾留状が発せられた全ての被疑者に係る事件に拡大されたことに伴い、弁解録取書の様式(甲)・(乙)の区別が廃止され、統一した新様式となっている。	枝文は、(甲)と(乙)の説明が逆である。弁解録取書の様式は(甲)(乙)の2種類があり、被疑者に対する国選辩护人制度の対象事件については(乙)を使用し、対象事件以外は(甲)を使用する。なお、被疑者に対する国選辩护人制度対象事件とは、死刑又は無期若しくは長期3年を超える拘禁刑に当たる事件をいう。